

## 第43回全国自治体職員サッカー選手権東海大会要項

1. 期 日 平成26年6月 7日(土)・ 8日(日)
2. 主 催 東海サッカー協会
3. 主 管 (一社)三重県サッカー協会
4. 会 場 伊勢フットボールヴィレージA/Bグラウンド
5. 参加資格 (公財)日本サッカー協会に登録されている県及び市町村並びに一部事務組合職員(正規職員に限る)のみをもって構成されたチームであって、次の資格を有するものに限る。ただし、一部事務組合に採用された者が、当該組合を構成するいずれかの自治体チームに所属する場合には、あらかじめ当該組合を構成する他の自治体チーム及び所管する連盟支部の了承を得るものとする。

①本年度の全国自治体職員サッカー連盟への加盟団体登録を完了し、会費納入済みであること。

②1自治体1チームとする。従って1自治体に複数チームが存在する場合は、当該自治体の中で予選を行い、その勝ちチームを代表チームとするか、または各チームから選抜した選手で代表チームを構成することができる。

③1自治体で1チームを構成することが困難な場合は、あらかじめ所管する連盟支部の承認を得て3つ以内の自治体でチームを編成することができる。その場合、編成する各自治体の名称で上記①の手続きを経なければならない。

④参加資格に疑義がある場合は、あらかじめ連盟支部の意見を求めることを要し、なお疑義のある場合は、連盟運営委員会がこれを裁定する。

### 6. 競技方法

①トーナメント方式により優勝・準優勝チームを決定する。

②試合時間はすべて70分とし、インターバルは10分とする。

勝敗が決しない場合は20分の延長戦を行い、なお、決定しない場合はPK戦で決定する。

③競技規則は、本年度(公財)日本サッカー協会規定の規則による。ただし、試合の前後半を通じて必要ある場合は5名に限り交替要員と交替することができる。この交替選手は、出場選手リストに記載された交代要員のうちから選ばなければならない。交代要員の数は7名以内に限り、氏名、背番号をその出場選手リストにあらかじめ記載提出しなければならない。

### 7. 懲罰

①本大会とそれに繋がる各都道府県大会は懲罰規程上の同一競技とみなし、都道府県大会終了時点での退場・退席による未消化の出場停止処分は本大会において順次消化する

②本大会において退場を命じられた選手は、自動的に直近の公式戦1試合に出場できず、それ以降の処置については規律委員会において決定する。(懲罰規程[別紙2]第4条参照)

③本大会において、他大会の出場停止処分を消化する場合は、事前に書面にて大会事務局まで提出しなければならない。(懲罰規程[別紙2]第7条参照)

④出場停止処分を受けた選手は、懲罰規程[別紙2]第3条の通り、試合が終了するまで制限される区域には立入ることはできない。

⑤本大会は日本サッカー協会懲罰規程「第12章 懲罰」に則り、大会規律委員会を設け、委員長は東海自治体連盟委員長とし、委員については委員長が決定する。  
[基本規程 第227条]

委員長：古澤 隆弘・副委員長：二俣 敏明  
委員：永田 勝巳・山本 健文・武内 智彦

⑥本大会の規律問題は、日本サッカー協会〔基本規程（懲罰規程）〕に従い、大会規律委員会が処理しなければならない。[基本規程 第227条]

## 8. その他

- ①ユニフォームは登録したものを着用し、別に異色のユニフォームを用意すること。  
(ユニフォーム規程を遵守のこと)
- ②試合ボールは各チームで用意すること。
- ③大会に参加する選手は、(公財)日本サッカー協会発行の選手証を携行しなければならない。
- ④怪我に備えスポーツ傷害保険に加入すること。
- ⑤この予選の1・2位が東海代表として全国大会に出場する。

全国大会：平成26年 7月18日(金)～7月23日(水)(東海地域から2チーム)  
石川県

## 9. 組合せ

